平成 28 年度

No. 1-68

# 第５次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

| 担当部署 | | |
|---|---|---|
| 部局名 | 保健福祉部 | |
| 課名 | 社会福祉課 | |
| 係名 | 障害福祉係 | |
| 記入者 | | 電話(内線) 137 |

## 1．事業の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) 事業種別 [新規又は継続] | 継続 | (2) 事務事業の名称 | 障害児支援事業 |
| (3) 事業の優先度 | A | | |

| (4) 総合計画での位置づけ | | |
|---|---|---|
| ① 事業の区分 | 主要事業 | |
| ② 施策コード | 15301 | (総合計画掲載ﾍﾟｰｼﾞ 59 ﾍﾟｰｼﾞ) |
| 基本目標(政策) | 1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉) | |
| 基本施策 | 1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実(障害者(児)福祉) | |
| 施策 | ③障害がある子どもの教育・養育の充実 | |
| 施策内容 | 1障害児通所及び相談支援 | |

| (6) 事業主体 | 市 |
|---|---|
| (7) 予算・財源等の種別　事業の性質 | 一般事業費(ソフト事業) |
| 会計区分 | 一般会計 |
| 財源区分 | 国県補助 |
| 予算科目 | 款 3　項 2　目 2 |
| 予算書上の事業名称 | 障害児支援事業費 (予算書 88 ﾍﾟｰｼﾞ に掲載) |
| (8) 事務分類 | 自治事務 |
| 根拠法令 | 児童福祉法 |

(5) 事業期間　開始 平成 24 年 4 月から　終了 年 月まで（ カ年）

## 2．事業の目的及び内容

**(1) 対象（だれに対して・何に対して行うのか）**

障害児及びその保護者

**(2) 手段（事業内容・どのようなことを行うのか）**

・障害児相談支援費　サービス等利用計画の作成及び見直しを行い課題の解決や適切なサービス利用支援を行う。
・児童発達支援費(医療型児童発達支援費)　日常生活における基礎的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等，必要な支援を行う。　・放課後等ディサービス費　生活能力向上のために必要な訓練，社会との交流の促進等，必要な支援を行う。　・保育所等訪問支援　障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等，必要な支援を行う。・高額障害児通所給付費　・小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費

**(3) めざす姿（意図・どのような状態になるのか）**

地域で適切な支援を受けることで，児童の発達促進を促し，日常生活における自立及び社会との交流を促す。

**(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など（※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし）**

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正以降，障害児を対象とした本支援事業を包括的に推進するための法整備が行われ，児童福祉法に基づき実施する。早期発見・早期からの療育支援を図る。

**(5) 事業をとりまく環境の変化（社会環境，市民ニーズ等）や市民・議会の要望，意見等とそれに対する対応**

・変化：障害児を対象とした施設・事業は，従来，①施設系は児童福祉法，②事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきたが，平成24年4月に児童福祉法に一本化された。
・ニーズ：就学児に対し，放課後や夏休み等の長期休暇中に通所による生活能力訓練や社会との交流促進等を行う放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの需要が高まってる。
・健康増進センター等の行政機関及び医療機関等の紹介もあり，児童発達支援の利用者も増加している。

## 3．事業コスト

行政評価 → 実績内容の評価 → 検討・改善
実施計画 → 検討・改善内容を反映

● 予算内訳

| (1)事務事業費のコスト | | 事業内容 | 実績額（千円） 27 年度 | 当初予算額（千円） 28 年度 | 計画額・見込額（千円） 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業費 | 障害児相談支援費 | 3,992 | 5,792 | | | |
| | | 児童発達支援費 | 13,725 | 15,206 | | | |
| | | 放課後等ディサービス費 | 69,479 | 74,211 | | | |
| | | 保育所等訪問支援費 | 0 | 346 | | | |
| | | 高額障害児通所給付費 | 20 | 83 | | | |
| | | 医療型児童発達支援費 | 0 | 214 | | | |
| | | 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費 | 161 | 232 | | | |
| | | | | | | | |
| | | 合計 | 87,377 | 96,084 | | | |
| | 財源 | 国庫支出金 (千円) | 45,815 | 47,926 | | | |
| | | 県支出金 (千円) | 21,884 | 24,078 | | | |
| | | 地方債 (千円) | | | | | |
| | | その他特定財源 (千円) | | | | | |
| | | 一般財源 (千円) | 19,678 | 24,080 | | | |
| | | 合計 (千円) | 87,377 | 96,084 | | | |
| | | 補助・起債制度名 | ・障害児入所給付費等国庫負担金　・障害児通所給付費等負担金 | ・障害児入所給付費等国庫負担金　・障害児通所給付費等負担金 | | | |

## 4．指標の検証（活動指標・成果指標）

| 指標の名称 | | | 単位 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | 31 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 活動指標（実施した事業の内容） | | | | | | | | |
| 指標名 | 児童発達支援決定者数 | 目標値 | 人 | | 53 | 53 | 53 | 53 |
| | | 実績(見込)値 | | 46 | 53 | | | |
| | 放課後ディサービス決定者数 | 目標値 | 人 | | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | | 実績(見込)値 | | 58 | 60 | | | |
| (2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度） | | | | | | | | |
| 指標名 | 児童発達支援利用日数(延日数) | 目標値 | 日 | | 424 | 424 | 424 | 424 |
| | | 実績(見込)値 | | 350 | 424 | 424 | 424 | 424 |
| | | 達成率 | | 82.5 ％ | 100.0 ％ | | | |
| | 放課後ディサービス利用月数(延月数) | 目標値 | 月 | | 779 | 779 | 779 | 779 |
| | | 実績(見込)値 | | 753 | 779 | 779 | 779 | 779 |
| | | 達成率 | | 96.7 ％ | 100.0 ％ | | | |

## 5．事業評価

(1)平成27年度の行政評価結果をうけて，平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

児童福祉法で定められた事業であり，利用者に自立支援給付費を支給した。
利用希望者は増加傾向にあり，手帳の有無にかかわらず発達遅延の疑いがあれば利用が可能なため，検診を行う健康増進センターや市内保育所等との連携を図り，使用希望者の把握に努めた。

(2) 項目別評価

| 評価項目・客観的評価 | | | | 理由 |
|---|---|---|---|---|
| 必要性 | 事業の必要性 | A | 必要性は高い | 対象児童に対し，必要な支援が受けられる体制づくりのため継続して実施する必要がある。 |
| 妥当性 | 実施主体の妥当性 | A | 妥当である | 児童福祉法に基づき市町村が実施する事業である。 |
| | 手段の妥当性 | A | 妥当である | 児童福祉法及び関係法令に基づき支給決定を行っている。 |
| 効率性 | コスト効率 人員効率 | B | どちらとも言えない | 支援の必要性及び保護者からの希望により利用日数を決定し，利用日数に応じた費用が発生するため，コスト管理を行うことは困難と考える。 |
| 公平性 | 受益者の偏り | B | どちらとも言えない | 障害者手帳の有無ではなく，児童相談所や医療機関の意見等を参考に支援を必要とする児童に支給決定を行っている。 |
| 有効性 | 成果の向上 | A | 上がっている | 児童への支援及び保護者の介護負担軽減が図られている。 |
| 進捗度 | 事業の進捗 | A | 順調である | 支給申請が提出されたものについては概ね決定をすることが出来ている。 |

(3)総合評価　上記評価を踏まえて事業全体について評価し，問題点・課題等を指摘してください。

申請の相談･受付を開始してから，計画相談を作成する事業所を探す，受け入れ可能な事業所を探すなどの手間が申請者に発生するため，相談の際に必要な情報提供や支給決定が遅延しないよう随時支援が必要。

(4)対応策・提言等　この事業を今後どのように改善･改革をしていきますか？

相談支援事業所が作成した計画案に基づき必要なサービスを引き続き提供する。
事業所からの請求に誤りがあることも少なくないため，随時点検を行い必要な指導助言を行う。

## 6．事業の方向性判断

| 評価主体 | 28年度以降の事業の方向性 | 評価理由・根拠 |
|---|---|---|
| (1)記入者評価 記入者が評価を行う | **現状のまま継続（改善･改革なし）** | 注）記入者は「5. 事業評価」を記載するため，この欄は未記入で結構です。 |
| (2)一次評価 担当課長が評価を行う | **現状のまま継続（改善･改革なし）** | 日常生活の支援が必要な子どもに対する障害福祉制度支援･療育及び介護者の支援が必要である。 |
| (3)最終評価 企画調整会議において評価を行う | | 上記評価のとおり。 |